



平成 27 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 アーバンライフ株式会社
代表者名 代表取締役社長 許 斐 信 男
(コード番号 8851 東証第二部)
問合せ先 取締役 山本 敏之
(TEL 078-452-0668)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法の改正内容を踏まえ、本日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。なお、変更箇所は下線で示しております。

記

1. 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、企業倫理方針や行動規範、法令等遵守の基本方針や遵守基準等を制定し、当社社長がその精神を当社グループ会社全役員に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

(2) 法令等遵守を実現するため次の体制を構築する。

① 当社グループ役員の職務の執行が法令を遵守し、かつ効率的に行われることを確保するための行動規範として当社及び当社子会社において各々がコンプライアンス規程を定め、各社がこれに従った運用を行う。

② 当社が当社グループのコンプライアンス体制を統括し、子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行い、当社グループの法令等遵守体制の構築、維持、向上を推進する。

③ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての当社グループ内報告体制の構築として、当社グループ役員の内部通報制度を設置する。

④ 監査室は業務運営状況の調査、法令・定款上の問題の有無を調査し、社長に報告する。社長は当該報告を受け、重要な事項については取締役会に付議等を行う。また、取締役会は必要に応じてコンプライアンス体制を見直しその改善に努める。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱に関しては、社内規程により適切に保存および管理(廃棄を含む)を行い、各文書等の存否および保存状況を検索可能とする体制を構築する。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社及び当社子会社のリスク管理体制の基礎として、当社グループに関するリスク管理規程を定め、リスクの種類ごとに担当責任者を決定し、同規程に沿った適切な管理体制を構築・運営させる。新たなリスクが生じた場合、すみやかに社長が対応責任者となり、その対応を図る。

(2) 監査室は当社グループのリスク管理状況を調査し、その結果を社長に報告する。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年、当社グループ全体の経営計画を当社が策定し、これを達成するため、グループ各社において各社経営計画を立案して、それぞれの各業務執行

ラインにおいて目標達成のために活動することとする。

(2) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために各社において取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、各社の取締役会においては、合理的で適な意思決定を行うだけの必要かつ十分な情報が収集されるよう努めるものとする。

(3) 当社は、当社の取締役会の決定に基づく業務執行について、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、それぞれの責任者、執行方法等の詳細を定めるものとし、当社子会社においてもこれに準拠した体制を構築させるものとする。

5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社が定める関係会社管理規程において、子会社における重要事項の決定にあたっては事前に協議を行い、子会社の営業成績、財務状況その他の経営情報について、当社への定期的な報告を行うことを定め、義務付ける。

(2) 当社の関係会社管理責任者は、親会社のグループ会社管理責任者もしくはコンプライアンス担当責任者と定期的に情報交換を行い、グループ会社における内部統制の実効性を高めてゆくものとする。

(3) グループ会社における業務の適正を確保するため、監査室による子会社への監査を実施する。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、同使用人の取締役からの独立性に関する事項および同使用人に対する監査役指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役が監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動を求めた場合は、社長が監査役会の同意を得て、監査役補助者を決定するものとする。

(2) 監査役補助者は、他の職務との兼職を行うことができない。

(3) 監査役補助者は監査役の指揮命令に従うものとし、当該指揮命令に従わない場合の処分に関する事項を定める。

7. 当社および当社子会社の取締役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社グループの取締役および使用人は、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項および不正行為や重要な法令ならびに定款違反行為等を認知した場合、当社監査役に対して報告を行う。

(2) 取締役会に付議する重要事項および重要な決定事項、内部監査の実施状況、重要な月次報告、重要な会計方針・会計基準およびその変更、その他必要な重要事項について監査役に報告するものとする。

(3) 当社グループ内部通報制度に基づく通報を受けた場合、速やかに監査役に報告を行うものとする。

(4) 当社は、当社グループの役員が、当社監査役への報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する旨を定め、当社グループ内において周知徹底する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合、当該請求等が必要でないことを証明した場合を除いて速やかに当該費用の処理を行うものとする。

9. その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、取締役会、その他経営上重要な会議に参加し、業務の執行状況を確認するほか、常勤監査役が日常業務における決裁書類等の重要書類を閲覧し、必要に応じて当社役員に説明を求めることができる。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役を適切に監督する。

② 代表取締役は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。